

宅内直流給電アライアンス会則

(名称)

第1条 本会は、宅内直流給電アライアンス（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、省エネルギーや停電時のバックアップなど今後多くのメリットが予測できる宅内直流給電システムの開発や標準技術化の方向性を議論し、技術開発及び国際標準化を行う上での共通事項の策定を行うことを目的とする。

(会員及び役員)

第3条 本会の会員と役員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員は、本会の目的に賛同した個人及び法人（団体）とする。
- (2) 本会に、役員として、委員長1名、事務局長1名、ワーキンググループ議長を置く。
- (3) 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (4) 事務局長は、委員長を補佐し、本会を代表し、会務を総理する。
- (5) 役員は、本会において会員の中から選任する。
- (6) 会員は、本会の推進のため、積極的に情報提供を行う義務を負う。

(入退会)

第4条 本会への入退会は、次のとおりとする。

- (1) 本会への入退会を希望する者は事務局に団体名、所属、氏名、連絡先を電子メール等により通知することとし、本会の役員の承認を受けなければならない。
- (2) 本会を退会する者でワーキンググループに登録している者は、本会の退会処理の前に、当該ワーキンググループの退会処理を行うものとする。
- (3) 会員が、本会則に違反し、相当の期間を定めて催告しても当該会員が是正措置をとらなかった場合または本会の目的に反する行為を行った場合には、本会の役員の合議により、事前の通知により会員を退会させることができる。

- (4) 本会への参加に係る費用は無料とする。変更の必要が発生した場合または臨時に費用の徴収の必要が生じた場合には本会にて協議することとする。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、次のとおりとする。

- (1) 本会は、本会の会務を処理するために事務局を置く。
- (2) 事務局は本会の会議（以下、「本会議」という。）及びワーキンググループ（以下、「WG」という。）の議事録を作成し、本会議またはWGの参加者に配布する。
- (3) 事務局は、日本電信電話株式会社 武蔵野研究開発センター 環境エネルギー研究所内に置く。

(本会議)

第6条 本会議の開催は、次のとおりとする。

- (1) 本会議のメンバは、本会の会員とする。
- (2) 本会議は、委員長または事務局長が必要と認め、事務局を通じて書面または電子メールにより会員に開催の通知をして開催する。
- (3) 本会議は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- (4) 本会での情報は外部に発信する可能性がある。

(議決)

第7条 本会の議決は以下をもって行うこととする。

- (1) 会員は、それぞれ1個の議決権を有する。
- (2) 本会の議決は、原則役員を含む本会の出席会員の過半数以上の同意をもって決するものとする。電子メールによる開催の場合は、電子メール内に記載された期限内の同意または沈黙をもって承認とする。
- (3) 事務局は、本会の議事の経過及び結果を記録した議事録を作成し、出席者の合意を確認のうえ、保管するものとする。

(ワーキンググループ)

第8条 本会の中に詳細な議論を行うため、WGを設置する。

- (1) WGは、本会議において出席会員の過半数以上の同意をもって設置もしくは廃止される。
- (2) WGのメンバは、本会の会員とする。

(3) WGでの議事内容は、WG内で了承された内容について、本会に報告する。

(4) 前(1)乃至(3)に定めるほか、WGの運営に必要な事項は、WG則で別途定める。

(活動報告書及び成果の取扱い)

第9条 事務局は本会則の第13条に定める終了日を目途に活動報告書を作成する。本会を退会した者は、退会後に作成された活動報告書を取得する権利を有しない。

2. 本会において、新たな知的財産権等の成果の取得に結びつくような活動を行う場合には、活動に直接参加する会員の間で、別途共同研究契約等、活動の推進や成果の取扱い等について定めた契約を締結する。

(規定変更)

第10条 本会則に定める規定を変更する場合は、本会議で協議を行い決定する。

(譲渡禁止)

第11条 会員は、本会則により生ずる権利、義務を委員長及び事務局長の書面による事前の承認なく、その全部または一部を譲渡してはならない。

(完全合意)

第12条 本会則は、本会則に基づく完全な合意を構成し、かかる会則に関する事前または同時期の口頭または書面によるすべての合意にとって代わるものとする。

(期間)

第13条 本会則は、平成21年11月11日に遡及して発効するものとし、平成24年3月31日に終了する。ただし、期間終了前の本会議で協議の上、当該期間を延長することができる。

(細則)

第14条 本会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、本会で別途定める。

(付録) 本会とWGとの相関

本会と本会に設置したWGとの関係・概要は以下の図のとおりとする。

(付録1) 宅内直流給電アライアンス会則、WG則、NDA構成

